

静岡県農業近代化資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、食料・農業・農村基本法（平成11年 法律 第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資するため、農業者等に農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、経営意欲と能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者をいう。）等であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者（以下「農業者」という。）
- (2) 農業協同組合
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）
- (5) 農業協同組合中央会
- (6) 農業共済組合
- (7) 土地改良区及び土地改良区連合
- (8) たばこ耕作組合
- (9) 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- (10) 農住組合（農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を保有しているものに限る。）
- (11) 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（「農業振興一般社団法人等」という。）
- (12) 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（以下「農業協同会社」という。）
- (13) 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他の事項について知事が別に定める基準に従つた規約を有しているもの（第2項第6号のア及び第7号に該当するものを除く。以下「任意団体」という。）
- (14) 知事が特に必要と認めた者

2 前項第1号の「農業者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 認定農業者等

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定

を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる者を含む。）に限る。）

イ 前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2) 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する認定就農者。以下同じ。

(3) 地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

(4) 次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業者」という。）であって、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア 農業所得が総所得の過半（法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあつては1,000万円以上）であること。

イ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

ウ 個人の農業者であつて、65歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

エ 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）

(5) 農業参入法人（原則として5年以内に、第1号のアとなる計画を有する農業を営む法人であり、かつ、経営開始後決算を2期終えていないものに限る。）

(6) 第1号のア、第2号、第3号及び4号に規定する農業者以外の農業者（家族農業経営を行っている農業者に限る。）で、家族経営協定を締結しており、当該協定において、次の事項が明確に規定されている農業者に限る。

ア 経営のうちの一部の部門について主宰権があること。

イ 前記アに規定する部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

(7) 農業を営む任意団体（以下「集落営農組織等」という。）

ア 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であつて、知事が別に定める要件のすべてを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

イ 前記アが法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

(8) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体

第1号のア及び第2号から第6号までの者（以下「認定農業者等の担い手」という。）が全構成員の過半を占めているものであつて、知事が別に定める基準に従った規約を有しているもの

3 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合（以下「貸付けを行う農業協同組合」という。）

(2) 静岡県信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）

(3) 静岡県共済農業協同組合連合会（以下「共済連」という。）

(4) 農林中央金庫（以下「中金」という。）

(5) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫及び信用金庫連合会並びに信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会で知事が認めたもの（以下「銀行等」という。）

4 この要綱において「農業近代化資金」とは、別表第1に掲げる資金であつて、別表第2及び別表第3に掲げる融資率、償還方法及び貸付限度額並びに償還期限及び据置期間並びに次条の知事が別に定める利率及び第4条の

知事が別に定める率を満たすものをいう。

5 この要綱において「個人施設等資金」とは、農業近代化資金のうち、融資機関が農業者又は第1項第14号に掲げる者に貸し付けるものをいう。

6 この要綱において「第1種共同利用施設等資金」とは、農業近代化資金のうち、貸付けを行う農業協同組合が第1項第2号から第13号までに掲げるものに貸し付けるものをいう。

7 この要綱において「第2種共同利用施設等資金」とは、農業近代化資金のうち、信連、共済連、中金及び銀行等が第1項第2号から第13号までに掲げるものに貸し付けるものをいう。

8 この要綱において「特別政策資金」とは、知事が必要と認めて指定する事業に必要なものをいい、「一般資金」とは、特別政策資金以外のものをいう。

(貸付利率)

第2条の2 貸付利率は、法第2条第3項第4号の農林水産大臣が定める利率以内で、知事が別に定める利率以内とする。

(利子補給)

第3条 知事は、融資機関との契約により、当該融資機関が農業者等に貸し付けた農業近代化資金につき、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給率)

第4条 利子補給率は、年6.5パーセント以内で、知事が別に定める率とする。

(利子補給金の額)

第5条 前2条の規定により交付する利子補給金の額は、利子補給の承認の年度ごとに区分し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、前条の規定により知事が別に定める利子補給率ごとに算出した融資平均残高（延滞額を除き、計算期間中の毎日の最高残高の総和を年間の日数で除して得た金額をいう。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給の承認の申請)

第6条 融資機関は、農業者等に対して貸し付ける農業近代化資金について、利子補給を受けようとするときは、様式第1号による農業近代化資金利子補給承認申請書に農業者等の当該資金の静岡県農業経営改善関係資金基本事務取扱要綱（以下「基本要綱という。」）別紙1による農業経営改善関係資金（前向き制度資金）借入申込希望書兼経営改善資金計画書及び基本要綱参考様式5又は参考様式5を参考にして当該融資機関が定める様式による借入申込書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認等)

第7条 知事は、前条の規定による農業近代化資金利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査した上、当該農業近代化資金についての利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を当該融資機関に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により利子補給の承認を決定するに当たっては、必要な条件を付すことができる。

(利子補給金の交付)

第8条 利子補給金の交付の申請は、様式第2号による農業近代化資金利子補給金交付申請書1通を別に定める日までに知事に提出して行わなければならない。

2 利子補給金の請求は、利子補給契約に基づき、様式第3号による請求書を知事に提出して行わなければならない。

(農業近代化資金の貸付け及び償還の報告)

第9条 融資機関は、第7条第1項の規定による利子補給の承認を受けた農業近代化資金を当該農業者等に貸し付けたときは、貸付実行日の翌月10日までに様式第4号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、農業者から前項の貸付金の約定償還又は繰上償還償還若しくは一部繰上償還があったときは、当該償還のあった日の翌月10日までにそれぞれ様式第5-1号又は様式第5-2号による報告書を知事に提出しなければならない。ただし、電子計算機により貸付事務の管理を行う融資機関にあっては、別に定めるところによる。

(報告、調査等)

第10条 知事は、農業近代化資金の貸付けが適正に行われているかどうかを知るために必要があるときは、当該資金を貸し付けた融資機関から報告を求め、又は職員に融資機関の帳簿書類その他必要な物件を調査させるものとし、融資機関はこれに協力しなければならない。

(利子補給金の打ち切り等)

第11条 知事は、農業近代化資金の貸付けを受けた農業者等が、その借入金を借入れの目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 知事は、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則

1 この要綱は、平成16年5月14日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成17年4月26日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成18年6月13日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成18年6月23日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成19年6月26日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成20年9月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成20年12月1日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成21年11月24日から適用する。

2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成24年5月23日から適用する。
- 2 この改正の際従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成26年3月26日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年3月31日以前に利子補給の承認をした農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項に規定する旧就農促進法第4条第1項の認定を受けた者（改正法附則第8条第3項に規定する施行日以降の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以降に利子補給の承認をする農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月17日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年3月29日から適用する。

- 2 この改正の際従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。

附 則

- 1 この改正は、令和3年5月19日から適用する。

- 2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和4年6月10日から適用する。

- 2 この要綱の施行前に利子補給の承認をした農業近代化資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係) 資金の種類及び範囲

資金の種類	資金の範囲
施設整備・設備整備資金	<p>畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなし適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）。ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。</p> <p>[施設整備資金]</p> <p>農舎、畜舎、蚕室、農産物乾燥施設、たい肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、果樹棚、牧さく、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農産物販売施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設、家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金</p> <p>[設備整備資金]</p> <p>原動機、農用地改良造成用機具、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病害虫等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具、運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に要する資金</p>
果樹等植栽育成資金	<p>果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金。ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。</p>
家畜購入育成資金	<p>乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金</p>
小土地改良資金	<p>事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金。ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、復旧に必要な資金を除く。</p>
農村環境整備資金	<p>診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（第2条第1項第2号から第13号までに掲げるものに貸し付ける場合に限る。）</p> <p>診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設</p>

<p>長期運転資金</p>	<p>農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金（(3)から(5)まで及び(7)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(6)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(8)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）</p> <p>(1) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金</p> <p>(2) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金。ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。</p> <p>(3) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金</p> <p>(4) 品種の転換を行うのに必要な資金</p> <p>(5) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p> <p>(6) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金</p> <p>(7) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金</p>
<p>大臣特認資金</p>	<p>農村給排水施設資金</p> <p>農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金であつて、農業者が設置するものに限る。</p> <p>給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）</p> <p>給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。</p>

<p>特定の農家住宅資金</p>	<p>次の(1)又は(2)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金</p> <p>(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域又は山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合</p> <p>ア 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき。</p> <p>イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。</p> <p>ウ その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。</p> <p>エ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。</p> <p>オ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めたものの改良に限る。）をするとき。</p> <p>(2) (1)の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合</p>
<p>内水面養殖施設資金</p>	<p>水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金</p> <p>水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。なお、内水面養殖施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、あらかじめ水産担当部局の意見を徴する必要がある。</p>
<p>県単特認資金</p>	<p>知事が特に必要と認めて指定する資金</p>

別表第2 (第2条関係) 融資率、償還方法及び貸付限度額

区 分	個 人 施 設 等 資 金	第1種共同利用施設等資金及 び第2種共同利用施設等資金
融 資 率	<p>1 事業費の80パーセント以内 (知事が特に必要と認めた場合は、90パーセント以内)</p> <p>2 事業費の100パーセント以内</p> <p>(1) 認定農業者等に係る融資率の特例 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な資金を借入れる場合。(別表第1の資金の種類欄の大臣特認資金の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を借り入れる場合を除く。)</p> <p>(2) 集落営農組織等に係る融資率の特例 集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合 (別表第1の資金の種類欄の大臣特認資金の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を借り入れる場合を除く。)なお、この特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。</p>	<p>事業費の80パーセント以内 (知事が特に必要と認めた場合は、90パーセント以内)</p>
償 還 方 法	原則として元本均等年賦償還	原則として元本均等年賦償還
貸付限度額	<p>1 2億円 第2条第2項各号に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付</p> <p>(1) 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人</p> <p>(2) (1)に掲げる者のほか、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めたもの (知事が別に定める場合に限る。)</p> <p>(3) 第2条第2項第7号のア及び第8号に掲げる者</p> <p>2 1億5千万円 第2条第2項第5号に掲げる者に対する貸付</p> <p>3 1,800万円 第2条第2項各号に掲げる者で第1号から第4号以外のものに対する貸付</p> <p>4 県単特認資金 知事が特に必要と認めた額 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規程する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な資金を借入れる場合の限度額(別表第1の資金の種類欄の大臣特認資金の農村給排水施設資金及び特定の農家住宅資金を借り入れる場合を除く。)は、廃止前の認定農業者育成推進資金融通措置要綱(平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事</p>	<p>1 15億円以内 第2条第1項第2号から第13号に掲げる者に対する貸付(特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認額)</p> <p>2 県単特認資金 知事が特に必要と認めた額</p>

	務次官依命通知) 及び認定農業者育成確保資金融通措置要綱 (平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知) に定める資金の貸付残高を通算するものとする。
--	--

別表第3 (第2条関係) 償還期限及び据置期間

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等以外の農業者		認定新規就農者が認定就農計画に沿って就農する場合		農業協同組合等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	15	7	15	7	17	7	15	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	5	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	5	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	15	7	15	3	17	5	20	3
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	3
	小土地改良資金を含む場合	15	7	15	3	18	5	15	3

- ※1 「償還」とは、償還期限をいう (据置期間を含む。)。「据置」とは据置期間をいう。
- ※2 償還期限及び据置期間は、上表の示す年数の範囲内とする。
- ※3 「農機具等」とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- ※4 「畜舎、果樹棚等」とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・施設をいう。
- ※5 「農業協同組合等」とは、本要綱第2条第1項第2号から第13号に掲げるものをいう。